特32
562

村井靜馬編輯

明治太平記

十三編

下

村井静馬編輯

鮮齋永瀧畫

官許 明治太平記 全

東京書林 延壽堂發兌

類聚國史 編纂史 冊四十二 函六

明治太平記十三編卷之二

東京　村井静馬著

爰ふまさ熊本の縣令安岡良亮ハ其性實直の君子ふしく專ら縣下の安寧を計るべ今士族等ゞ黨を分ち頻りふ旧習を貴びて官ゑる出る新令を歓びぞ是ふ觸るゝの事大かゑ孤甚ぞ苦慮るゝ居たゑる折ゑゝ近来神風連と唱ゆゝ族の其為ところ穏ゑゝぞ殊ふゑ藤崎八幡の神社ゑ此程連日會合ゑをハ異志ゑる故

明治太平記

村井靜馬編輯

鮮齋永瑞書

官許

東京書林 延壽堂發兌

帝國圖書館藏
類 國史
屬 稗史
冊 四十一
函 六

記 全

明治太平記十三編卷之二

東京　村井靜馬著

爰ふ熊本の縣令安岡良亮ハ其性實直の君子ふ
しを專ら縣下の安寧を計るべ今士族等ゞ黨を分ち
頻りふ旧習を貴びて官より出る新令を歓びぞとまふ觸
らの事大かる弦甚ざ苦慮るし居たる折ゝ近来
神風連と唱ひる族の其為ところ穏あらぬ殊ふ
藤崎八幡の神社ゑ此程連日會合あるハ異志なる故

と察せられべ弥夫等の挙動なるべ渠より事と
発せざる間ふ巨魁の者と探偵して捕縛せんべなる
べうぞと則ち廿四日の夜参事小関敬直と大属
仁尾惟光を招きあと等の事と談ずるふ両士も兼て
不平士族が形勢奈何ふも評しられべ今霄藤崎の
神社の辺り探索の為巡査等を遣へし置られべ渠等
が報知を聞く後直ちふ巨魁と召捕るの手配りふ
及ぶべ抔竊ふ語らひ居らく折しも六等警部村
上新九郎が巡査坂口静樹と倶ふ遽へしく入り来り
谷位是ふ在るく備も事を起りなを委曲ハ静
樹和主ら敏言上ふ及ぶやと言ふ尾ふ就く坂口
静樹ハ令公の前なるが故ふ恐るく找を出稟も
憚りなる支なるが卑職が弟なる者此程よりの起
居行動詳らか支歟ら紛べ篤と實否と探偵
做せふ渠ハ早晩神風連の暴徒のうちふ加りて
来る廿六日ふ挙動ふ及ぶべきの旨慥ふ探り得

うべ弟ありとて國賊あるを見遁すべきにあらず
されば捕縛して召連んと思ひざるにあらず然
今怒に渠と捕へべ餘賊等夏の破れたるしと察し他へ
脱せるう然もあくまで其證跡を失ふとなれば労して甲斐
なき事もやなうんと村上氏の居宅に至り今密事を
談ぜしに俱に令公の御前に至り事を議せんとなり
しに相伴ひて推参せう御賢慮奈何ぞやと
事の仔細を申演べ縣令殿合を面々互に顔を
見合せて覚へず眉を顰めたるに縣令々稍
拱きなる手を解て我も夫等の形勢と粗聞知るる
支なるべし関仁尾の両士を招ぎて令密談の折
なるに和郎が辞を聞に至りて宛然符節を
合せが如く渠等が反跡顕然なれば二葉のうち成
お見殺断ぎべ斧を用ゆるも及びがたの患なんも
測らるが夫に就くも藤崎へ遣へし置たる巡査等が
戻り来る頃なるが帰りの遅きぞ心得ぬとのく

心と痛むる折しも柱ふ掛し時計の音を算ふれば
ちやうど十一時なり侍る折しも金峯山にて相岡の狼
烟発しなりん響きい爰ふ聞へざれども忽然とし
て玄関と庭の口より篭入りうる吉村一沼沢廣太等
五名ゞ得物を振ひめつ〳〵く奸吏等既ふ天誅の
今至るを思ひ知らずや観念せよと言ふより疾く
撃て蒐る刃の電這方も覚悟い為つ是ども斯く
速ふ乱入ふ及ぶべしとも思ひ掛ぬべ駭きあるも

阿容なる躰なく有合ふ物と打附け
ゞ〳〵で須臾ゞ程い防ぎ〳〵ど
身ふ寸鉄も佩ざれべ
砕込む太刀を
ならひ無て
縣令参事
大属も既ふ
数ヶ所の

縣令の教
舎ふ村上
賊黨と力
戰を

痍を負しく辛く其場を退き去る所中に村上新九郎は則ち熊本の人にして神風連の暴徒に恥ある中の同藩士なるに殊さら武勇に勝れし故一個の賊の砕込む太刀を引外しつゝ附入りて利腕捕へて捻倒し膝下に睨と押え付たる程もなく今一個ぞ續て蒐る彼寄つゝぞ足を揚て蹴飛ばすに乍ち燈火を打消て真暗になりしかば敵も味方も途を失ひて頻りに問着なるうちに窺ひ寄る一個の賊ぞ砕込む太刀を村上ぞ外さんとするに虚間もなく右の腕を打落さんと這ハ口惜と片手にて盲目探りに揉合ふ折しも誰ぞ火を掛しに奥の間と勝手の方より燃上りたる炎熾んに蔓延て一室の裡を焼込しかば是や是まで新九郎は庭へ辷りて飛出て我ぞ宿所迄ハ至り付しぞ痛手なる故終に叶ハぬ次の日息ハ絶たりとぞ又彼巡査坂口静樹ハ斯る暮卒の間故奈何せしとも知ざりしに後焼落たる家の裡に真黒に焦て

死し居たると見るべ是も賊徒よ砕らるべし是より
先賊黨へ思ひの侭よ砕散らせうど首一ツも取得ず
しく退き去りし其後ふ所々ふ潜そし家僕等ぐ
漸やくふ這出て痛痍ふ弱へし令公参事と煙りの
中より助け出し頓て病院ふ擁抱き行て手厚く治療
と加へしうど別て縣令へ重傷るゆゑ廿七日ふ卒ち
是小関参事と仁尾大属へ追々平癒さしと言ふ茲ふ
又陸軍の少將種田政明へ密謀と知ら
ぜ此夜も枕と高うして卧房の裡ふ眠りし所へ
赤嶺一雄等十個だを表と裏の塀と乗り越え
准備の火薬ふ火と付たると這所彼所ふ投込さし
其機ふ乗じて乱入り慌忙き支んとする奴婢等ふ傷
と負せうぐう稍少將の寢所ふ至り神兵爰ふ向へると
種田政明疾起て刄と受けうと言ふ声ふ駭き覚たる
少將ぐ這へ狼藉と劍起て手近ふ置し短筒張取る
間もなう兇徒等ぐ右左りより砕付る鋭き刄と遁

るくよう〻く作ち數ケ所の重傷を受け堪へぎ尻居
み倒るゝ所と一個の暴徒ゞ踏跨り痛まゝや少將の
首搔斫て左手ふさゝ上げ凱歌一声叫ぶや否や咸玄関
より走去る時ふ少將の食客ふ大槻丈夫と喚る
い這い島原の旧藩士大槻量太郎の弟にて先頃遊
学の為ふとて東京ふ出てより久しく種田氏ふ寄宿做
せゝゞ其性忠直なるとりて少將深くこれを愛し這回も
此地ふ連来り折もなりべ官途ふも進まるべきの心なりし
ふ此宵も自己ゞ便室ふなりて書見為果ゝ寐入ゞ俄ふ
奥座敷の物騒しきふ駭き覚ゝ起上とび耳を貫く
太刀打の音女の叫びく逃走る声殊ふ炎焔の光り
さへ此家ふ充満せゝ躰なとび只事ならぬと飛び起て
主公の卧房ふ到りて見とび無慙の最期ふ又吃驚相
手い誰と尋ぬとべ箇様〻と奴婢等ゞ答へい斉い遁
るゝゝ口惜や余りて遠くい走るまゝ先追留て少將
殿の怨と報いて置くべきうと死骸の辺りふ落散なる

便室を飛び出して丈夫と少将の横ぎ難ふ殆ど

短筒を手に取上げーグタ多勢と相手に做ん事小銃を
に不便なりと壁に掛る稈棒を取り速く脱ぎさを
敵に何所へ逃たるやらんと稍門外まで走り出左右と
吃度見廻すに一町餘り那方に當り物具着ー武夫
ゴ一群歩行く体と夜目にも夫と見認ーゆゑ少將
殿の當の讐やいら阿容々々脱ぎべき汚ー返せと呼り
みゴ白川町の浴室の前まで惴々て追行くと兇徒に見る
り押捕圍ミ飛び火に入る蠅虫め觀念せよと言ふよう
疾く擊て蒐る又の電光尓ども這方に必死の勢ひ
近寄る奴を打拂ひ或に突出す棒の手の千変万化を
盡ーて奈何にも做ーて少將の首級を取返さん物と
思ふ心を切なれど何と言ふにも多勢に無勢殊に
這方に素肌なり敵に甲冑を粧ひたるに真剣をりて
斫立られ身にも數ケ所の痍を負ふのみ持る
棒を追くに手元短く切り折られ今に敵るを
も叶ぬ無念々々と言ひゴ短き棒を戰ひゴ

遂に命を預せーへ又惜むべき壯士なり其夜少將の旅館にて愛妾その他下婢抔の傷を負ひ又へ斫倒されて命を棄ーも少りと言ふ又同所なる高島中佐の旅宿へも千場真鞆等グ斫入りしも須臾へ防げど終に及ばず是も敢なく命を殞され偖京街柳川町なる聯隊長與倉中佐も恁る事とは毫知らで既に臥房に入りたる所へ突然として齋藤熊四郎等甲乙の兇徒グ襲ひ来りて矢庭に寢所へ斫入りたる思ひ掛なく狼藉に脱し果べきやうもなく紙ど御預りの聯隊旗を賊手に渡さじとぞ數ケ所の疵傷を負ふ双の下に潜り抜けて彼の聯隊旗を擁抱き庭へ辷と飛下りて垣を破りて隣家へ駈入り寐巻姿の事なれば此家に於て衣服を改め聯隊旗を右手に持ち頓て本營に趣く諸卒に指揮をなしたりしも又一説に此中佐グ途中まで駈出して見るべ四方に猛火發りて炎焔

職人は燃立たるは尚此所彼所に党徒等が異形の躰にて屯集し官士と見るに理不尽なる所業の形勢なる故中佐も空しく渠等が為に命令を乗べき時なれども途中より取て返し京町なる鱗開樓といへる割烹店へ這入り料理人の半纏を着て下賤の者の姿に打扮忍びて本営へ行くとも何とか一つも大切なる御旗を守護して賊手に渡さば其職掌を恥しめざるに適はざる人と言ふべし

爰に又太田黒惟信と言へるは元當國の豪農にて凡邸の外廻り三里四方は咸惟信の所有地と称すべき其家の富栄ゆる事是のみにも推て知るべく殊更此人英智なりしと文武両道に晴るる就中砲術は頗る熟練なせしを以て舊熊本の藩主渠を用ひて士族の列に加へ専ら兵制を一変し且銃砲を鑄造する事抔を司どりしなるに去る戊辰明治元年の事起りし官軍関東に向ふに及び乍ち参謀に擬して奥羽

太田黒の
従僕夜陰
に乗じ徒の
襲来せしを報ず

その他各所ふ至り屢戰功と露いつ夫らを藩の
權參事とゐり廢藩ふゐるふ至りて八代縣の參事ふ
拜命し尋で大藏省の六等出仕ふ任ぜらるを後
四等判事と命ぜらるて數年の間官途ふゐるしが
故ゆゑく職と辭じ先頃故郷ふ立歸りしふ安岡縣
令ふ選まるて當時同縣民會の議長の職ふ付て居
たるが斯の如くふ洋風と好を開化ふ先立る人ゆゑ
神風連の頑固黨ハ忌憎む事甚しく因て縣令等を

襲ふの序ふ浦内田高田など言ふ數名の暴徒走せ
向ひしが斯る豪家の邸ゆゑ外構も嚴重ふしく輙
く忍び入り難うゐん先門番を呼起し我輩至急よ
惟信殿ふ申入れまた要用ゐるべ疾く面會と致さ
るよと言ふ声も最遽しくれば門守る下僕ハ訝りて
怠る深夜ふ何者の且那ふ遇んと言ふゐんと格子
窓の透間ゆり竊ふ門外とさし覗けば甲冑ふ身と
固め鎗薙刀など携へたる異形の武夫等が突ッ立居

なるを膽と潰して母屋に至り箇様々々と報知るぞ此時までも惟信いまだ寝もやらで燈火の下に獨書を讀て居たりしが下僕が知らせ聞くやうも兼て不平七族等が頻りに新令の出ると嫌ひよく不平を鳴をとやうん言ふ噂を聞つるが備い暴挙に及べるう倘果して介らんまに渠等と抗辨なしたりとも劔擊をりに理不尽なる事と做しるべ防ぐに術なし仍て只今もん目に掛まべ姑く扣へらるやうと返答に及び置汝等も

怪我なきやうに何事にあらと身を潛めよと言付く出し遣り頃て十一歳を頭に三人の子供をび妻と俱に裏口より忍びやかに落し遣り其身は當歳の稚児を懐に抱き窃と庭に立出て茶園の中に引ぐ様子いふと窺へ程に彼暴徒等い門外にりて只今面會をしるの返答い聞つるど更に門の扉を開うに孫バ明よくと諸声に呼ど叫べど寂莫として返答とする者もなに渠等い頻りに焦燥

中ふ一個の惣雄が門の柱ふ攀登り辛く内よ乗
超へて作ち扉と押開きとゝ諸人得たりと躍り入
玄関ゝりして會釈もなく座敷の隈く索ね廻れと
惟信ハ言ふも更あり家族一個も出會わぐ暴徒等ハ
尚焦燥て庭ふ立出獵れども更ふ姿の見えざるゆふ偖ハ
惟信其機と推ー風と喰ッく逃去りーゝ此上ハ意趣
晴ーふ家屋と焼く腹と癒んと奥表の用捨なく焼
草と積上げて一度ふゝと火と放せばさしも豪家と聞へ
たる大厦も忽地火焔とあゝく炎々として燃上まり是
より先ま惟信ゝ茶園の裡ふ潜ゝ居けるが稍暴
徒等が庭先とも探索きの体ある故爰ふゝんへ
尚危ふーと築山ふ添ひ池と巡りく辛く渠等が
刃と遁ま終ま裏手の潜り門ゝり忍びやふ逃出て同
區内ふ住む所の馬淵次郎八の家ふ到りて後方と吃
度顧ま〻我家ハ總て猛火とありて最も熾んふ燃立
体ふ遺の惟信切歯と做ー我穏便ま彼輩弦立

神社
天照太神
御神勅
巨魁等自ら兵を率て鎮臺本営を襲ふ

去らせんと思ひし故斯の如くい計らひしに家屋を乱暴あるべきの心なく恣に火を放ち家財を焦土とせらるゝと思へい遺恨遺る方なしゝ

不覚の名を取らんより取て返して彼者どもと有無の勝負と決せんと小兒い姑く其許に お頼まとゝ懐なる稚兒を其所へさし置き駈出まんき形勢なりしを主人い駭き縋り止め這る物ふをし狂せるかゝ猛火い費一所の家のみを見らるよ一所々ふ火の手の揚るい思ふに頑固の士族等が容易ならざる企を発したるふ紛れなしい余まるバ縣下一般の騒擾なる物を惴りて事と過さんより我が茅屋よ姑く潜まく篤と渠等が挙動と探り然して後ふ右も左も計らるゝとも遅らじと辞を尽して諫しに惟信現もと怒りを鎮めく須臾此家ふ潜居せし故其恙なと得らるしとぞ余べまる賊の巨魁上野加陽太田黒の三名い既ふ兵士と分配しく諸手ふ進撃做さしめつ

其身も腹巻に小具足着たる上に各直垂を着し或は烏帽子或は兜前立打たる兜など思ひくに頭に頂き見兵凡一百餘名を左右前後に率へつ天照太神御神勅など種々なる文字を記せし大旗小旗と幾流も夜嵐に吹なびくに同時に藤崎八幡の社前を進発に及びて勇ミ進んで鎮臺の本営に押寄せたり抑此本営は舊城の二の丸なる櫻の馬場と言ふ所にありて西洋風に建築せし最も堅固の構へなれども暴徒等更に會釋もなく門の邊りに攻掛て乍ち番兵を斫伏し篭入りなどし営所なる玻璃窓を打毀し豫て用意を做し置ける加藤清正の傳来と言ふ竹の筒に仕込し火薬に火を移しそ投入るなれば忽ち其竹破裂して火気八方に散乱なせより炎焔俄に燃立たる煙りの中より兇徒等いかのく得手と振ひめくく相手と撰ばず斫まくなれば不意を打なし営兵等に上と下へと混乱なせの何等の敵とも知らぬれば是を防ぐの術なくて蔵を負ふ者

の〻最憂り時ゐ此夜の宿直たる坂谷少尉と喚るゝ廿三歳の壮士なるど勇気勝るー者なるべ此物音を聞ようも最初い失火ぜーあやと駭きあぐゝ立出たるゐ作ち賊徒ゞ斫て蒐る思ひゲけるた太刀先ゐ身をかゝを間もなゝた疵傷四五ヶ所負されば直ちゐ病院ゐ駈入りて白布を以て疵口をあぐり再び本営ゐ赴きて慌忙く兵卒等を諫め励まー指揮做ーて群ゞる敵を防ゲまるゐ虚間いゝ弥べ何るも小銃を打振て當るゐ任せて

難立く須臾い防禦なーつるども不意ゐ出る事なるべ進退駈引その図ゐ至らぜ殊ゝ猛火四面ゐ蔓延炎焔いむぜどりゐく左右ゐ従ゐ兵卒も枕ど並べて斃るーくべ遁ゲゐ猛き坂谷もなや施すべき術もなく手ゐ携へー洋劍もさらゐある迫苦戦せーゆゑ身も金鉄ゐいゝざれべ数ヶ所の疵傷ゐ弱り果終ゐ火中ゐ飛入りて煙りと倶ゐ消失せーい又惜むべき壮士なりと

此他本営の士官等ゞ苦戰ゐ及ぶ事よりしく熊本の暴徒等ゞ一段落終りて秋月萩の挙動ゐ及べる夫等の訳ハ第十四編ゟ委しく説と見て知るべし

明治太平記十三編巻之二終

版權免許明治九年二月廿四日

著者 第六大區八小區 本所外手町十八番地 村井靜馬
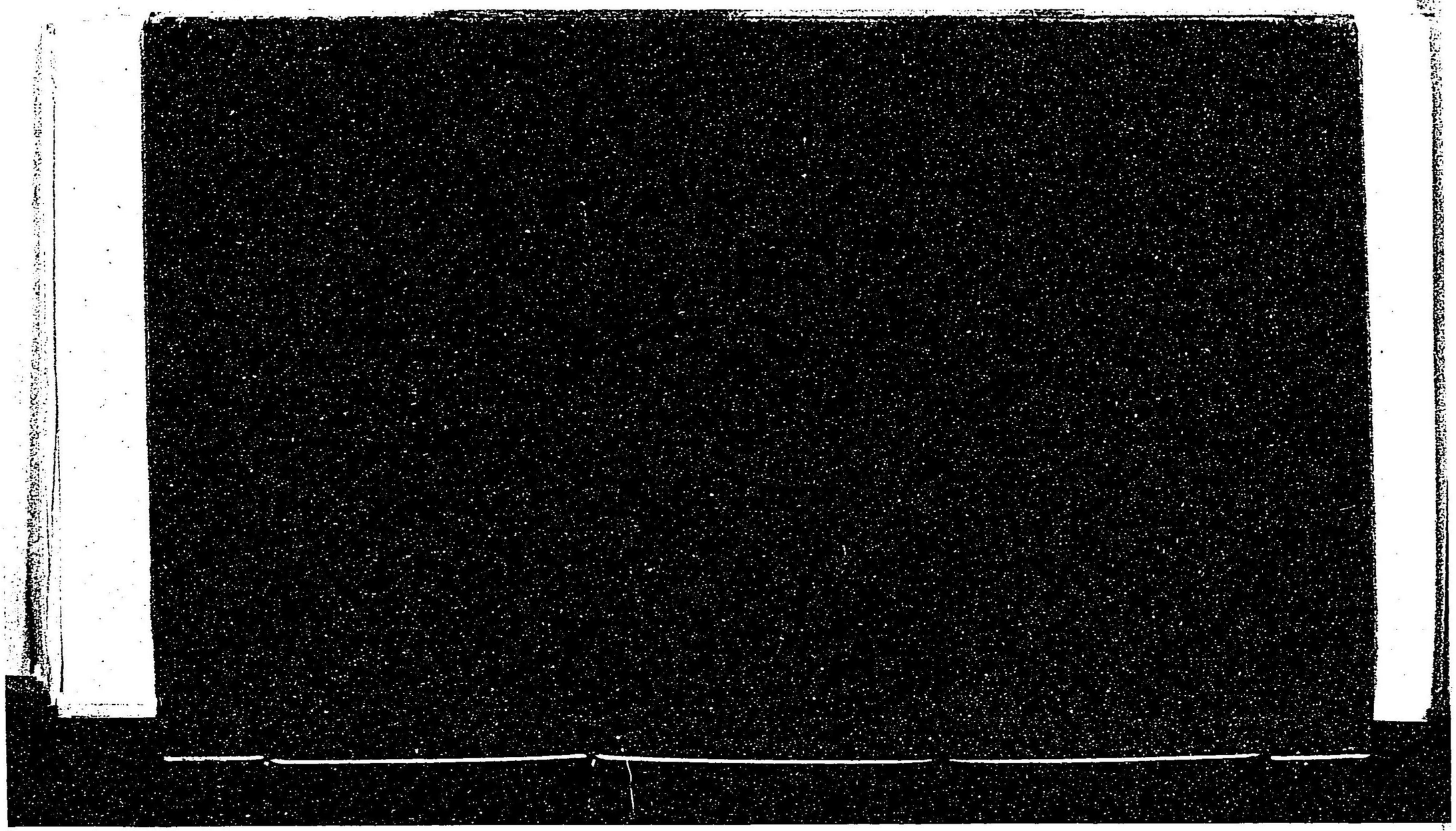
東京 第壹大區六小區 日本橋通二丁目四番地 書肆 小林鉄次郎藏板